

「働き方改革」の法改正で変わる「就業規則」の日程プログラム

10月26日

I 働き方改革関連法の概要

1、法改正の背景

- (1) 働き方改革の総合的かつ継続的な推進
- (2) 長時間労働の是正・多様で柔軟な働き方
- (3) 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

2、法改正の内容

- (1) 時間外労働の上限規制
- (2) 同一労働同一賃金
 - ・ 現行法の確認
 - ・ 同一労働同一賃金に関する法改正の動き
 - ・ 6月1日2つの最高裁判決
- (3) 改正される人事制度
 - ・ 高度プロフェッショナル制度、
 - ・ フレックスタイム制、
 - ・ 年次有給休暇の消化義務、
 - ・ 勤務間インターバルの努力義務、
 - ・ 産業医の権限強化等
- (4) 中小事業主に対する特別割増賃金の適用猶予措置の廃止

3、施行時期

- (1) 2019年4月～
- (2) 2020年4月～
- (3) 2023年4月～

4、労働法改正に伴う社内整備

- (1) 有給休暇管理
- (2) 時間外労働管理

10月29日

Ⅱ 働き方改革に伴う新しい就業規則

1、時間外労働の上限規制への対応

- (1) 現行の時間外労働規制の内容の確認
- (2) 改正労働法の概要
- (3) 新様式内容
- (4) 実務対応のポイント
 - ・特別条項の発動事由の決め方
 - ・法定休日の利用
 - ・労使協定の締結手続
 - ・許可なく時間外・休日労働を行う者への対応
 - ・適用除外
 - ・年次有給休暇取得の義務付け
- (5) 同一労働同一賃金と就業規則
- (6) 就業規則変更の具体例

Ⅲ これだけは知っておきたい就業規則の基本ポイント

1、就業規則とは

- (1) 労働契約の目のつけどころ
- (2) 使用者から見た就業規則
- (3) 労働者の保護の観点から
- (4) 就業規則に定める事項

2、就業規則の作成

- (1) 届出義務
- (2) 意見聴取義務
- (3) 周知義務
- (4) 就業規則の労働契約に対する効力
- (5) 就業規則の変更

10月30日

IV 働き方改革に伴う就業規則の点検・整備

1、適用範囲

(1) 従業員の種別

- ・正社員
- ・契約社員
- ・パート社員
- ・無期社員（無期転換）
- ・嘱託社員（定年後再雇用）

(2) 明確性を重視

2、服務規律

- (1) 重要性が高まっている
- (2) 懲戒規定との連動

3、労働時間

- (1) 始業・終業時間の特定
- (2) 変形労働制、フレックスタイム制、裁量労働制、高度プロフェッショナル
- (3) 使用者が把握すべき労働時間

4、休日

- (1) 法定休日
- (2) 代休
- (3) 振休

5、休暇

- (1) 休暇の記載
- (2) 年次有給休暇

6、賃金

- (1) 1か月60時間超の割増賃金率5割増
- (2) 固定残業代

7、懲戒処分

- (1) 従業員の企業秩序違反行為に対する制裁罰
- (2) 懲戒処分の有効要件

8、普通解雇

(1) 解雇事由の種類

- ・従業員の労働能力または適格性の欠如・喪失、規律違反
- ・経営上の必要性

(2) 解雇規程の定め方の留意点

公益セミナー

『働き方改革』の法改正で変わる『就業規則』

「働き方改革」法案が制定された中、我が国経済は今後も労働力人口の減少が見込まれ、人材不足が叫ばれています。その一方で長時間労働の規制がなされ、現在「働き方改革」の実践が重要な経営課題の一つとなっています。

6月1日には、労働契約法に関する最高裁判決が2件同時に出されました。これらの法改正や最高裁判決の実務への影響は必至であり、就業規則や労使協定の見直しが求められます。「働き方改革」を進め、従業員の満足度を上げながら、生産性向上をはかっていくそのために、今回、その原点である「就業規則」について、その意義、労働契約・労働協約との関係、規則と労基法との定め、労働契約の内容と規則等を全3回に渡るシリーズでセミナーを開催いたします。

記

- ◆ 日 時 平成 30 年 10 月 26 日（金）・29 日（月）・30 日（火）
全 3 回 開始時間はいずれも 18：15～20：00 終了予定
- ◆ 会 場 北とぴあ 7F 第 2 研修室 B
- ◆ 講 師 フィナン・コンサルティング
特定社会保険労務士 佐藤 良道 先生
- ◆ 受講料 無 料
- ◆ 定 員 50 名
- ◆ 締 切 平成 30 年 10 月 19 日（金）
(締切前でも定員になり次第受付終了)
- ◆ 申込み 王子法人会 事務局 TEL/03-5390-1112
 ➡FAX/03-5390-1115 ➡MAIL/info@oji-hojinkai.or.jp

(切り取らずにこのまま FAX 送信して下さい)

平成 30 年 10 月 26 日（金）・29 日（月）・30 日（火）

公益セミナー『働き方改革』の法改正で変わる『就業規則』 申込書

法 人 名	(TEL)
(会員 ・ 一般)	
参 加 者 名	(FAX)
参 加 者 名	(MAIL)

1 社につき、2 名まででお願いいたします。